

令和5年4月1日

## 令和5年度予算執行方針

副市長

本市の「未来へのチャレンジと変化の兆し」とした令和5年度一般会計当初予算は、市民の幸せ実感や本市の新しい価値の創造を目指し、新たな取り組みに挑む未来へのチャレンジ施策、台風災害からの復興、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策、公共施設長寿命化対策に予算を重点配分し、1,611億円を計上し対前年度比11億7千万円の減ではあるが、大規模な当初予算となっている。

「未来へのチャレンジ施策」については、「子育て・教育・若者の活躍」「新産業創造」「ゼロカーボンチャレンジ」「地域経済の成長・農業振興」「スポーツ振興」「移住促進・関係人口創出」の分野を中心に、未来を見据えた戦略に果敢にチャレンジし、併せてチャレンジする市民を力強く応援し、市民の皆さんに「変化の兆し」を実感していただけるよう取り組んでいく。

このように、当初予算では、時代の変化に対応できるよう「変化の兆し」から派生する持続可能な、更なる発展につながる好循環を作り出すことを目指している。この予算に基づく事業の目的が確実に達成されるよう、予算の計画的、効果的かつ迅速な執行により、確実に事業成果を上げなければならない。

さらに、今後、公共施設の長寿命化改修の本格化、国民スポーツ大会関連施設整備を始めとする大規模な財政需要が控えている。また、中山間地域活性化の財源として活用している過疎対策事業債もまもなく終了を迎え、税収の飛躍的増加も期待できない歳入状況の中で、引き続き社会保障関係経費も増大が見込まれている。

これら取り巻く諸課題に的確に対応し、将来に向けた持続可能な市政運営を確立するためには、予算の執行過程においても、これまで以上に費用対効果、創意工夫の視点、受益者負担の適正化等による歳入確保、財政のスリム化を進め、歳入・歳出全般にわたる検証・評価を繰り返し、全庁一丸となって成果達成に取り組み、次世代に誇りをもって引き継げる財政運営の基盤づくりにつなげなければならない。

## 記

## 1 基本方針

- (1) 事業成果を意識した予算の執行に努めること。なお、事業成果が希薄な場合は、躊躇なく事業の見直しを図ること。また、あらゆる創意工夫により、経費削減・収入増加に努めること。
- (2) 改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」から脱却するとともに、「使い切り型予算」の概念を払拭し、計画的・効率的な執行に努め、常にコスト意識を持つこと。

- (3) 長野市災害復興計画に掲げた東日本台風災害の関連事業は、地域や関係機関等と連携を強化し、本格的な復興に向け着実に取り組むこと。
- (4) 地方行財政に関わる国及び県の制度の創設、見直しなど、行財政上必要となる情報の把握に努め、適時適切な対応を図ること。また、地方の実情に即した設計・制度運用となるよう、関係機関に対し積極的に働きかけること。
- (5) 施策や事業の推進に当たっては、地域住民や関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。
- (6) 公共施設マネジメントの基本方針や個別施設計画等を踏まえ、公共施設マネジメント推進課とも連携しながら、施設の統廃合や再配置、計画的な予防保全などに向けた取組を進めること。
- (7) 歳入・歳出ともに財政上多大な影響が見込まれる場合は、企画段階の早い時期に財政課をはじめ関係各課へ情報提供などの協議を行うこと。
- (8) 予算の執行過程において、社会情勢の変化を十分に踏まえるとともに、事業実施後の効果分析を必ず行い、翌年度以降の事業展開、事務事業の見直しにつなげること。
- (9) 予算は、議会の議決を経て成立していることから、予算執行においても、議会への情報提供を十分に行うこと。
- (10) 特別会計及び企業会計は、独立採算制の原則に則り一般会計からの繰入金に頼ることなく、経営的視点を持って円滑な執行に努めること。

## 2 歳入

- (1) 国等の財源は受け身ではなく、要望活動など積極的な働きかけを行い、必要な支援を求めていくこと。国等の補助金や交付税措置のある有利な起債を最大限活用した事業を組み立て実施すること。
- (2) 市税をはじめとした自主財源については、収納率の向上と滞納額の抑制を図り、公平・公正な収入の確保を図ること。
- (3) 特定の市民が享受する行政サービスについては、受益者負担を原則とし、使用料・手数料等については、サービスのコストに見合う適正な料金を設定する(原則として3年ごとに見直しを行うこと。)など、負担の公平性を確保すること。
- (4) 企業版ふるさと納税や市有財産の活用による有料広告、未利用地の売却・貸付などにより、積極的な財源の確保に努めること。
- (5) 市債の発行は、原則として交付税措置のあるものとし、単なる資金手当を目的とした市債は、財源として活用しないこと。

### 3 歳 出

- (1) 配分した予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、設計・入札差金等は、原則として、その執行を認めない。
- (2) 事業の早期着手に努めるとともに、緊急な対応が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- (3) 特定財源を伴う歳出は、交付決定等の収入見通しの確定後に執行することとし、特定財源が確保できない場合は、原則として一般財源に振り替えての執行は行わないこと。
- (4) 事業の企画、設計等に当たっては、必要性、緊急性などを十分に精査するとともに、将来に過大な財政負担が生じることのないように配慮すること。
- (5) 各種計画策定業務は、職員の策定作業による能力活用やスキルアップを図るため、業務委託の範囲は専門的な分析や能力が必要な部分に限定すること。
- (6) 時間外勤務については、働き方改革の観点からも積極的に抑制し、前年度実績を下回るよう努めること。
- (7) 光熱水費については、節電等の対策を徹底することにより、使用料の縮減に努めること。また、指定管理制度による施設管理・運営を委託している場合においても、委託事業者に節電等の対策に努めるよう指導等を行うとともに、状況把握に努めること。
- (8) 団体・協議会、実行委員会への補助金は、目的と対象経費を常に検証し、補助の妥当性及び継続の必要性を検証すること。
- (9) 予備費は、災害等の予期できない例外的な支出に充用するものであり、当初予算編成以後に生じた新たな支出は、原則として、補正予算により対応すること。

### 4 その他の留意事項

- (1) 公契約等基本条例の基本理念や市の責務等を踏まえ、公正性、競争性及び透明性を確保するなど、適正に入札・契約事務を執行すること。あわせて、年間を通した工事の平準化及び適正な工期の確保の観点から、債務負担行為(0市債)を計画的に活用するとともに、速やかな繰越明許の手続きを行うこと。
- (2) 工事請負契約、委託契約等に当たっては、事業費の積算、契約内容や方法などを十分に精査し、事後における入札中止や安易な変更契約を生じさせないこと。
- (3) 行政DXの積極的な推進などにより、業務の効率化・省力化を図り、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に対応できるよう組織体制のスリム化に努めること。
- (4) システム更改などの際は、今後の国及び地方自治体間のシステム標準化・共有化を見据え、安易にカスタマイズしないこと。
- (5) 指定管理者施設では、導入の効果を最大限に発揮できるようサービス向上とコストの縮減を図ること。
- (6) 特定目的基金の枯渇を理由として、一般財源へ振替えて事業継続することは認めない。同等の事業継続をする場合は、概算要求前までに代替財源の確保を図ること。